

平成 27 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	警察庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （軽油引取税）		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察の用に供する電気通信設備）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 警察では、無線多重回線、各種の移動通信システムを独自に整備・維持管理しており、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達している。警察は 24 時間活動を続けており、その活動に必要な警察の神経系統ともいえる警察通信が途絶することは一切許されないため、災害等により警察通信施設が停電した場合でも、非常用電源装置を稼働させることにより、警察通信施設の機能を維持し続ける必要がある。本特例措置の対象とするのは、その非常用電源装置に使用する軽油の引取りである。</p> <p>・特例措置の内容 「警察の用に供する電気通信設備の電源の用途」に供する軽油の引取りについては、軽油引取税を免除する措置の本則化・恒久化を図る。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 2 号 同法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 1 項 同法施行規則附則第 4 条の 7 第 1 項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (0.8) [平年度] - (0.8) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 国民の安全・安心の確保のため、災害発生時等に商用電源の停電が生じた場合であっても、警察の各電気通信設備に備えた非常用電源装置を稼働させることにより、救助救出、避難誘導等の警察活動に必要な通信を維持・確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 警察の情報通信は、警察活動を支える不可欠な基盤である。警察では、事件、事故及び災害がどこでどのように発生しても即座に対応できるよう、情報通信システムを全国に整備しているものであるが、災害等による商用電源の停電で警察通信施設の機能が失われた場合には、警察活動に重大な影響を及ぼすことから、これに対する対策が不可欠であり、公益性及び重要性は極めて高い。また、警察の情報通信の維持・確保が、都道府県警察の活動を支えていることから、その受益者である都道府県が協力することについては相当性がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし。		
	ページ	2 1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	平成 26 年度実績評価計画書（平成 26 年 3 月 国家公安委員会・警察庁） 基本目標1 市民生活の安全と平穩の確保 業績目標1 総合的な犯罪抑止対策の推進 業績目標2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 基本目標5 国の公安の維持 業績目標2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
	政策の達成目標	商用電源の停電が生じた場合であっても、警察活動に必要な通信の途絶を防止するため、無線中継所（非常用電源装置が設置できる無線中継所に限る。以下同じ。）における非常用電源装置の稼働態勢を充実させること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	本則恒久措置
	同上の期間中の達成目標	商用電源の停電が生じた場合であっても、警察活動に必要な通信の途絶を防止するため、無線中継所における非常用電源装置の稼働態勢を充実させる。
	政策目標の達成状況	無線中継所への非常用電源装置の設置について、平成 24 年度から設置率が 100%となり、また平成 22 年及び 23 年には 5 箇所、24 年には 14 箇所、25 年には 47 箇所、非常用電源装置用燃料タンクの容量増加措置が行われたほか、平成 23 年度には 73 回、24 年度には 82 回、25 年度には 94 回、商用電源の停電が発生したものの、非常用電源装置の確実な作動により、無線中継所において商用電源の停電により警察通信が途絶することはなく、非常用電源装置の稼働態勢の充実による警察活動に必要な通信の維持・確保という所期の目的が達成された。
有効性	要望の措置の適用見込み	全国の対象となる設備を有する警察機関において適用される見込みである。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本租税特別措置により、課税された場合と比べて、購入できる軽油の量が約 39%増加することとなり、非常用電源装置の設置が促進されるほか、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置を進めるに当たり、燃料として必要となる軽油を購入することができ、当該措置が促進されることが予想される。非常用電源装置の設置や、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置が促進されることに伴い、災害等により商用電源が停電した際であっても、警察通信施設の機能が失われることなく、警察活動に必要な通信を維持・確保できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。
	要望の措置の妥当性	当該課税免除措置は「警察の用に供する電気通信設備の電源」という公益性及び重要性の極めて高い用途に供する軽油の引取りのみを対象としているものであり、課税免除の対象として妥当である。また、都道府県警察の活動に必要な警察通信確保されることから、当該課税免除措置に対して受益者である都道府県が協力することについては相当性がある。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>減収額 平成 21 年度：約 37 万円 平成 22 年度：約 49 万円 平成 23 年度：約 90 万円 平成 24 年度：約 119 万円 平成 25 年度：約 88 万円 （各年度の軽油使用数量に暫定税率 32.1 円/リットルを乗じて算定。災害の規模等によって、各年度の商用電源の停電状況は異なるので、減収額も異なる。）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>適用総額（千円） 平成 23 年度：91,311,885 の内数 平成 24 年度：94,380,805 の内数</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>課税免除措置がなされた場合、非常用電源装置の燃料となる軽油を購入できる量が増加することにより、非常用電源装置の設置率の向上や非常用電源装置用燃料タンクの容量増加等、非常用電源装置の稼働態勢の充実が図られ、もって商用電源の停電時における警察通信の途絶の防止に寄与することが見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>商用電源の停電による警察通信の途絶を防止する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 23 年度から 25 年度においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を確保し、非常用電源装置の稼働態勢が充実したことにより、平成 23 年度には 73 回、24 年度には 82 回、25 年度には 94 回、商用電源の停電が発生したものの、非常用電源装置が確実に作動し、警察活動に必要な通信の維持・確保という所期の目的が達成されたが、今後も同様の事態が発生した場合に、引き続き警察通信の維持・確保を図る必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 36 年に非課税措置が恒久措置として定められた。平成 21 年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から普通税に変更され、非課税措置は 3 年間の時限措置となり、これが平成 24 年に延長され、平成 27 年 3 月 31 日までの時限措置となった。</p>